

木更津市告示第36号

本市の区域内の木更津市吾妻二丁目647番12、647番22、647番25、647番26及び647番27地先の国有地の一部の区域を木更津市吾妻二丁目編入する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成20年2月28日

木更津市長 水越 勇雄

